

## 下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」【改定版】

下関市PTA連合会  
下関市立小・中学校長会  
下関市教育委員会

近年の携帯電話等の急速な普及に伴い、本市においても、小中学生の携帯電話等の所持率は年々上昇傾向にあり、次のような様々なトラブルが発生しております。

### ■ 主なトラブル

- ・特定の生徒を誹謗中傷するメッセージを、SNSを用いてネット上に掲載した。
- ・SNSでのやり取りからトラブルになり、集団による暴力行為にまで発展した。
- ・スマートフォンで猥褻な画像を撮影したり、ネット上に掲載したりした。
- ・SNSにメッセージを安易に書き込んだことにより、見知らぬ成人からしつこく誘いをうけた。
- ・アプリ等の安全性を確認せず、フリーWi-Fiに接続し、個人情報盗まれた。
- ・深夜までスマートフォンを使用し、勉強意欲がなくなり、朝も起きづらくなった。
- ・使いすぎで日常生活に支障をきたした。(WHOは依存症を脳疾患と認知)

そこで、平成26年9月に「下関市児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を定め、各学校・各家庭において、「必要ない携帯電話やスマートフォンは持たせない。」「情報モラルを守る。」「学校へは持ち込まない。」等に関する取組を行い、携帯電話等のトラブル防止に努めてきました。しかし、携帯電話等の普及率の高さや機能の複雑化、所持の低年齢化等も相まって、学校だけの取組にも限界が生じ、これまで以上に各家庭での責任が重くなってきました。

このような状況を踏まえ、大人が携帯電話等の正しい知識を身に付け、携帯電話等を「持たせない」から「正しく使う」へと切り替えていくことが必要だと考え、下関市PTA連合会、下関市小・中学校長会、下関市教育委員会とで協議を重ね、この度、児童生徒のネットトラブル等の未然防止を目的とする「下関市児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を改定しました。

については、下記の指針をもとに、親子でよく話し合われて取り組まれますようお願いいたします。

### 「下関市児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」【改定版】

#### 《 保護者の方へ 》

1. 携帯電話等を持たせる場合は、保護者が責任をもって管理する。
2. 購入契約時には、
  - ① 有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」を設定する。
  - ② 親子で使用に関する約束を決める。  
(食事中、人との会話中、勉強時間中は使用しない、など)
3. 小学生は午後9時以降、中学生は午後10時以降は保護者が預かる。
4. 学校等で行われる情報モラル教室等に参加し、現状を知る。

#### 《 児童生徒の皆さんへ 》

1. 情報モラルを守る。
  - ・ネット上で、仲間はずしをしたり、個人情報を流したりするなどしない。
2. 歩行中や自転車運転中は使用しない。
3. 学校へは持ち込まない。
4. 小学生は午後9時以降、中学生は午後10時以降は使用しない。(保護者に預ける)

※ 「携帯電話等」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン、ゲーム機、音楽プレーヤー等、「インターネットに接続可能な情報通信機器」を指します。

※ 「SNS」とは、ソーシャルネットワーキングサービスの略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。LINE、Twitter、Face book、Instagramなどがあります。